

平成二十年十一月十八日受領
答弁第二二二六号

内閣衆質一七〇第二二六号

平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員平岡秀夫君提出前空幕長の定年退職に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平岡秀夫君提出前空幕長の定年退職に関する質問に対する答弁書

1 について

防衛省としては、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十五条第一項に規定する「定年に達した日」とは、自衛官が定年の満年齢に達する誕生日の前日であると解しているところであり、御指摘の「田母神空将が「定年に達した日」もこのとおりに解しているところである。

2 について

お尋ねの「自衛官に対する懲戒処分」が過去十年間でどの程度行われたのか及びお尋ねの「懲戒処分の手続を採ることを見送って定年退職した事例」が過去十年間でどの程度あるのかについては、その詳細を明らかにするためには調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。